

令和6年度 福知山市まちづくり活動応援事業 募集要項

募集期間

令和6年4月1日(月)～6月28日(金)

1. 対象事業について

本制度は、福知山市内で地域の活力向上や、課題解決のために市民の皆さんが主体となって取り組むまちづくり活動を支援することを目的としています。

補助金額・対象事業の要件

◎下記の事業及び要件を満たす活動に対して、補助金を交付します。

補助対象事業		補助率	上限額
一般 枠	<ul style="list-style-type: none">・地域の環境保全に関する事業・地域の福祉向上に関する事業・地域の安全に関する事業・地域の青少年健全育成に関する事業・地域の産業・経済の振興に関する事業・地域内外の交流促進、定住促進に関する事業・地域のスポーツ・文化振興に関する事業・地域の歴史、文化及び地域資源の活用に関する事業・地域の子育て支援に関する事業・その他、市長が適当と認める事業	1/2	10万円
推 奨 枠	<ul style="list-style-type: none">・市外から人を呼び込む事業・多様な主体が連携し実施する事業・外国籍市民と交流する事業・「まちづくり構想」策定にかかる市民懇談会で出された21の提案に該当する事業		15万円

【事業の要件】

- ①「公共性」に関する基準
課題が地域の公共的なものであり、事業の効果が広く地域に及ぶものであること。
- ②「課題解決力」に関する基準
課題と事業の目的、手段の関係性が明確に示されていること。
- ③「実現性」に関する基準
人員やスケジュール、予算など事業実施の計画や体制が適切であること。
- ④「持続性」に関する基準
効果が持続するもの又は継続した取り組みが見込めるもの。

※補助金の額は、補助対象経費の合計金額に対して2分の1を乗じた金額(当該金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、一般枠は10万円、推奨枠は15万円を上限とします。

※令和6年4月1日～令和7年3月31日に行われる事業を対象とします。補助金の交付決定前に着手する事業も対象となります(申請書に事前着手の旨を記載いただきます)。

◎下記に該当する場合は対象外となります。

- ・国や京都府等の補助金を受ける事業
- ・事業費の総額が5万円を満たない事業
- ・備品購入や委託、団体運営の経常的な費用が主たる目的となる事業
- ・個人あるいは、団体の規約・会則等がない団体、営利団体の申請事業

2. 対象経費について

費目	内容
①報償費	講師の謝金 ※団体の構成員に対するものは除く。 ただし 補助対象事業に関連し、専門性を有している者であって、代替性がないことを認めるものである場合は可能。
②旅費	講師の旅費(団体の構成員に対するものは除く。)
③消耗品費	用紙、封筒、文具等の購入経費
④燃料費	草刈機等に要する燃料費等(個人使用との明確な区分が必要です。使用前に満タン(経費対象外)にし、終了時に精算してください。)
⑤印刷製本費	地図、ポスター、チラシ等の作成経費
⑥通信運搬費	事業の連絡に要する郵送料(電話代は除く)
⑦保険料	保険料経費(事業の実施に係わるものに限る。)
⑧使用料及び賃借料	会場、設備使用料等
⑨原材料費	事業の実施にかかる原材料費(配布や販売のみの場合は対象外)
⑩その他市長が必要と認めるもの	

対象外経費について

- ・娯楽や懇親のための飲食費等の費用
- ・報償費、旅費のうち団体構成員に対して支出する経費
- ・景品や賞金、食糧費など個人に対して支出する経費
- ・団体運営にかかる経常的な経費(例:事務所の家賃、HPの管理運営費など)
- ・支払いの根拠(領収書等)がないもの

※領収書については、宛名が申請団体名となっていることを原則としますが、申請団体名の宛名で提出できない場合は事前にご連絡ください。

3. 申請時の提出書類について

	書類名
1	交付申請書(別記様式第1号)
2	事業計画書(別紙1-1)
3	収支予算書(別紙1-2)
4	口座振替依頼書(別紙1-3)
5	団体規約・会則等(任意様式)
6	団体名簿(任意様式)

4. スケジュールについて

項目	日程	内容
申請相談	令和6年5月下旬 ～6月中旬	専門家による企画内容や補助申請等の相談会を6月中旬までに2回実施します。日程が決まり次第、HP等でお知らせします。 ※まちづくり推進課への相談は、随時受け付けています。
申請締切	6月28日(金)	申請書をまちづくり推進課まで持参か、電子申請で提出してください。
審査会	7月下旬～8月中旬	学識経験者を含む審査会を実施します。 審査会では申請者に事業の説明をいただきます。 ※日程は申請者にお知らせします。
決定通知	8月下旬～9月上旬	申請者へ交付決定又は不交付決定を通知します。
事業実施	～令和7年3月31日(月)	申請書の計画に基づいて、事業を実施してください。当初の計画と変わる場合や、購入予定は無かった物を購入する必要がある場合は、事前にご相談ください。
実績報告		事業完了後に、実績報告書類を提出してください。
交付	実績報告確認後	実績報告書類の確認後、請求書提出により補助金を交付します。
報告会	令和7年2月～3月上旬	事業成果の共有や交流を兼ねた報告会を開催しますので、積極的に御参加ください。

5. 注意事項

- 審査会によって補助金の交付の可否を決定します。また、補助金の交付は予算の範囲内で行うため、申請額未満の交付決定となる場合があります。
- 事業の事前着手は認めていますが、4月1日以降の日付となります。また、事業が不交付決定となった場合の費用は、申請団体の自己負担となりますのでご注意ください。
- 事業内容や計画の変更がある場合は、変更申請が必要となる可能性もあるので、まちづくり推進課までご連絡ください。自己判断で変更した場合、補助金の交付ができなくなる恐れがあります。
- 本制度の交付金は、同一事業で3年まで申請できます。
- 補助金を受けられた団体の補助金等の情報は市民に公表します。

6. 問合せ先等

市ホームページには、過去の採択事業や、申請様式をはじめ各種様式の掲載、電子申請受付をしているので、下記のURLあるいは、二次元コードからご覧ください。

【福知山市まちづくり活動応援事業ホームページ】

<https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/soshiki/5/59261.html>



制度概要や申請に関するご質問は、まちづくり推進課で随時受け付けておりますので、下記の連絡先までお気軽にご連絡ください。

福知山市役所 地域振興部 まちづくり推進課 自治協働係
〒620-8501 福知山市字内記 13 番地の 1 (庁舎 2 階)

電話:0773-24-9174 E-mail:machi●city.fukuchiyama.lg.jp

※●は@と置き換えてください。